

総合評価に関する事項

工 事 名 R 3 企 工 吉野川北岸工業用水道 今切第一配水支管布設替工事
工 事 箇 所 板野郡北島町中村他

訂正後	訂正前															
1 入札の評価に関する基準 この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。 ①～④ 略 ⑤ 低入札による減点措置 この入札は「総合評価落札方式の実施方針」 1 1 の（2）に規定する低入札工事に対する減点措置の対象となる。 建設工事の種類が土木一式工事である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において、低入札価格調査基準価格を下回った価格で落札した者で、<u>開札日が減点措置の期間中にある者（以下「減点対象者」という。）</u>の行った入札の評価に当たっては、減点措置を実施するものとする。 この入札で減点対象者が特定建設工事共同企業体を構成する場合は、構成員の中に減点対象者がある場合には、最も減点措置の大きい者に対する減点を適用する。 2 総合評価の方法 略 3 低入札工事に対する減点措置 ・この入札で、低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した者は、「減点措置の対象部局」に記載された期間、低入札工事に対する減点措置として総合評価落札方式において、20点減点される。ただし、この工事において次の表に記載する期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は、減点措置の期間を工事しゅん工承認の通知日までとする。なお、減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類がこの入札と同じものに限るものとし、減点は累積する。 ・この入札で特定建設工事共同企業体を構成した場合は、その構成員に対し、それぞれ同様の減点措置を適用する。 減点措置の対象部局 <table><tr><th>減点措置の期間</th><th>部局</th></tr><tr><td>落札決定日の翌日から契約締結日の前日まで</td><td>企業局</td></tr><tr><td>契約締結日から令和4年3月10日まで</td><td>全ての発注部局</td></tr></table> 『総合評価に関する事項』に係る留意事項等 略	減点措置の期間	部局	落札決定日の翌日から契約締結日の前日まで	企業局	契約締結日から令和4年3月10日まで	全ての発注部局	1 入札の評価に関する基準 この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。 ①～④略 ⑤ 低入札による減点措置 この入札は「総合評価落札方式の実施方針」 1 1 の（2）に規定する低入札工事に対する減点措置の対象となる。 建設工事の種類が土木一式工事である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約（以下「低入札契約」という。）した者で、<u>開札日が減点措置の期間中にある者（以下「減点対象者」という。）</u>の行った入札の評価に当たっては、<u>低入札契約時に示された減点措置を実施するものとする。</u> この入札で減点対象者が特定建設工事共同企業体を構成する場合は、構成員の中に減点対象者がある場合には、最も減点措置の大きい者に対する減点を適用する。 2 総合評価の方法 略 3 低入札工事に対する減点措置 ・この入札で、低入札価格調査基準価格を下回った額で契約した者は、「減点措置の対象部局等」に記載された部局ごとの「減点措置の期間」に記載された期間、低入札工事に対する減点措置として総合評価落札方式において、20点減点される。ただし、この工事が次の表に記載する期間までにしゅん工検査が完了した場合は、工事しゅん工承認の通知日までとする。なお、減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類がこの入札と同じものに限るものとし、減点は累積する。 ・この入札で特定建設工事共同企業体を構成した場合は、その構成員に対し、それぞれ同様の減点措置を適用する。 減点措置の対象となる期間 この入札において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には、次の表に記載する部局及び期間において、減点措置の対象となる。 <table><tr><th>減点措置の期間</th><th>この入札の執行機関</th><th>全ての発注部局</th></tr><tr><td>落札決定日の翌日から契約締結日の前日までの期間</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>契約締結日から令和4年3月10日まで</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 『総合評価に関する事項』に係る留意事項等 略	減点措置の期間	この入札の執行機関	全ての発注部局	落札決定日の翌日から契約締結日の前日までの期間	○		契約締結日から令和4年3月10日まで	○	○
減点措置の期間	部局															
落札決定日の翌日から契約締結日の前日まで	企業局															
契約締結日から令和4年3月10日まで	全ての発注部局															
減点措置の期間	この入札の執行機関	全ての発注部局														
落札決定日の翌日から契約締結日の前日までの期間	○															
契約締結日から令和4年3月10日まで	○	○														